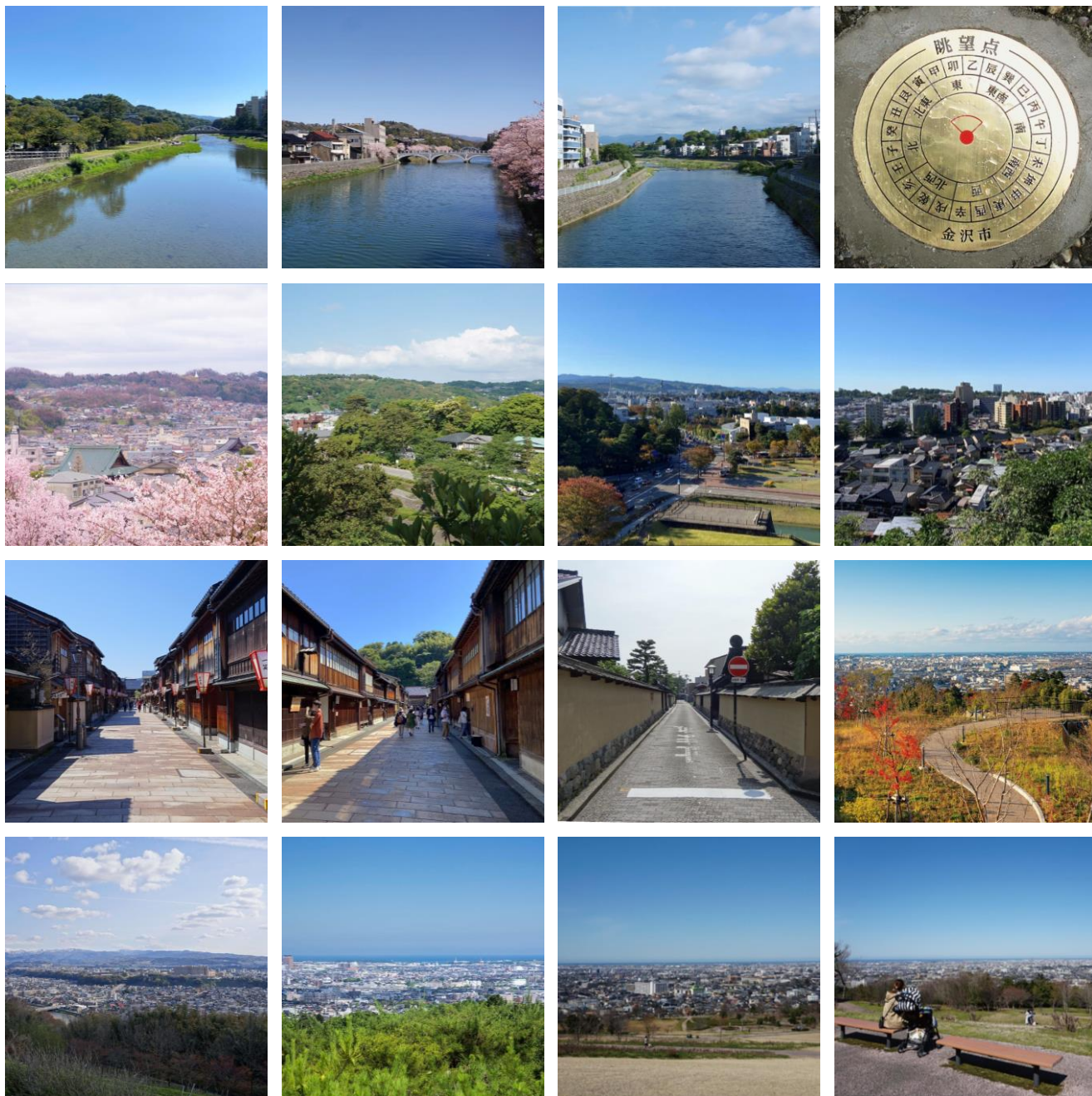


金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例



美しい眺望景観の形成に向けて

金沢の特徴を挙げる時、歴史的、文化的な魅力に加え、地形的な魅力もまた欠くことができません。小立野台地の先端に築かれた金沢城を中心に、卯辰山、寺町台地を合わせた3つの台地と犀川、浅野川の2つの河川をまたいで形成された“立体的な”地形が、斜面の緑、多くの坂道、そして見下ろす、見上げる、眺めるといった楽しみを私たちに与えてくれます。

こうした市民共通の財産である景観を、市民、事業者、市などが一体となって磨き高め、後代に継承するため、令和元年、「金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例」が施行されました。

眺望景観の4つの類型と15の眺望点を紹介

◎ 地形的、歴史的な特性を踏まえ、大まかな4つの類型ごとに特徴をお示しします。

河川及びこれに沿った街並み並びにこれらの背景にある山並み等によって一体的に構成される眺望景観

山並みへの眺め



1. 浅野川大橋中央

浅野川、浅野川河畔・親水空間、川筋の街並みや桜並木



2. 主計町中の橋左岸

浅野川、浅野川河畔・親水空間、川筋の街並みや桜並木



3. 犀川大橋中央

犀川、川筋の街並みや桜並木

近景

中遠景

区域外

卯辰山の緑・輪郭

浅野川上流の山並み

卯辰山の緑・輪郭

浅野川上流の山並み

犀川や桜並木、寺町台地の緑・輪郭

犀川上流の山並み

眺望景観を形成している要素

見下ろしの眺め



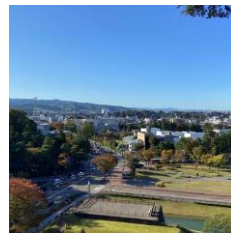
4. 兼六園 眺望台

季節感ある緑や雪吊り等、市街地の広がり



5. 金沢城公園 丑寅櫓跡

季節感ある緑や雪吊り等



6. 金沢城公園 辰巳櫓跡

季節感ある緑や雪吊り等、いもり堀、しいのき緑地、金沢21世紀美術館、市街地の広がり



7. 卯辰山麓 子来町緑地先

黒瓦の街並み

近景

中遠景

区域外

市街地の広がり

卯辰山の緑・輪郭、山並み、砂丘台地の輪郭

市街地の広がり

卯辰山の緑・輪郭、山並み

市街地の広がり

寺町台地の緑・輪郭、南部丘陵方面の山並み

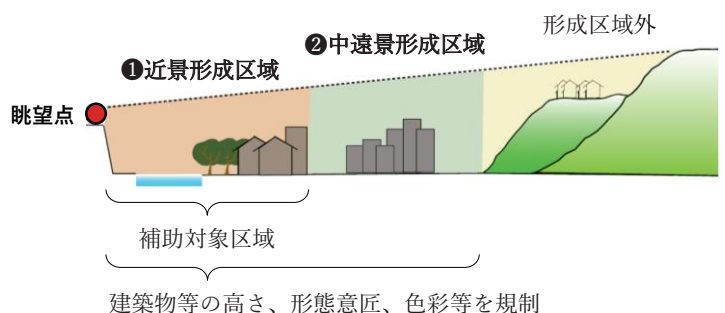
浅野川

金沢城公園、兼六園、小立野台地の緑・輪郭、南部丘陵方面の山並み

台地、城跡等から一定の広がりをもった街並みを見下ろす眺望景観

◎ 見え方等に応じて2つの景域に区分します。

眺望点からの見え方に応じて①近景形成区域と②中遠景形成区域の2つに区分します。景域ごとに、周辺の街並みとの調和、背景となる山並みの稜線、台地・丘陵地の輪郭への見通しを遮らない高さとする、などの形成基準を定めています。



通りの眺め



8. ひがし茶屋街
卯辰山側

茶屋街の歴史的街並み、通りにおける見通しの焦点となる景観



9. ひがし茶屋街
広見側

茶屋街の歴史的街並み、通りにおける見通しの焦点となる景観



10. 長町 二の橋

武家屋敷群跡の伝統的街並み、庭の緑、用水、土塀

通りの街並み及び
通りの先の背景によって
一体的に構成される
眺望景観

近景

中遠景

区域外

茶屋街の街並み景観の背景

茶屋街の街並み景観の背景、卯辰山の緑・輪郭

武家屋敷群跡の街並み景観の背景

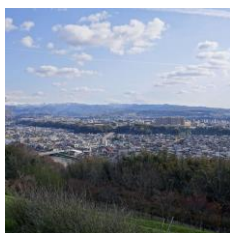
—

—

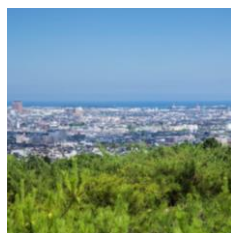
—



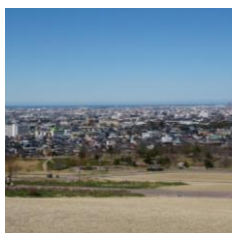
卯辰山公園
11. 眺望の丘



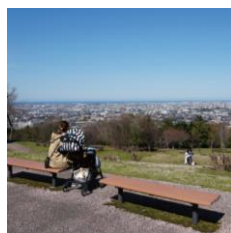
12. 見晴らし台



13. 望湖台



大乘寺丘陵公園
14. 芝生の丘



15. 見晴らしの丘

見晴らしの眺め

近景 広々とした開放感ある公園

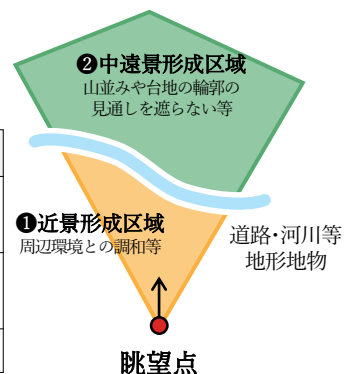
中遠景 —

区域外 市街地の街並みや山並みの見晴らし、日本海の水平線

公園、緑地等から当該公園、緑地等、背景にある自然の広がりを見渡す眺望景観

◎助成制度もあります。(眺望景観形成区域のうち①近景形成区域で利用できます。)

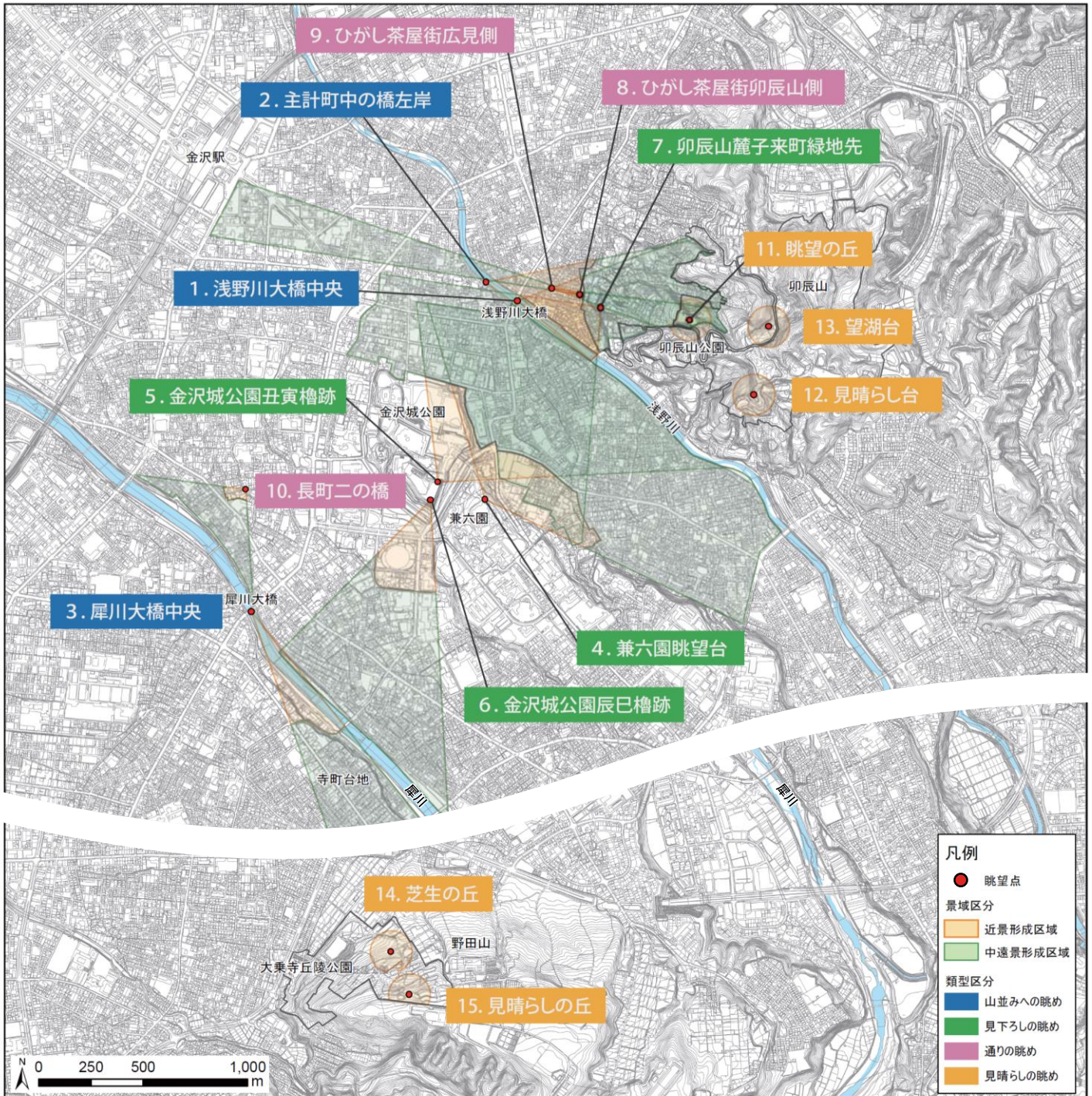
項目	補助対象 (眺望点から望見できるものに限る)	補助率	限度額
建築物	現状において黒の瓦葺きではない屋根について、黒の日本瓦葺き屋根に改修する経費	50%	50万円
設備	現状において屋上、壁面等に存する屋外設備 (室外機、貯水槽等) について、目隠し修景、移設等に要する経費	50%	50万円
緑化	中高木の植栽	70%	30万円



金沢らしい眺望景観の創出へ

3つの台地、2つの河川に代表されるように起伏に富み、立体的な地形の魅力をもつ金沢市には、指定した15の眺望点以外にも数多くの眺望点が存在しています。眺望景観の魅力を磨き高め、楽しむことを通じ、都市景観への関心が一層高まることを目指すとともに、さらなる眺望点の指定も検討していきたいと考えています。

眺望点と眺望景観形成区域



行為の届出について

眺望景観形成区域内で一定規模以上の次の行為をする場合、事前に届出が必要です。

1. 建築物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 木竹の伐採
3. 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は
広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更
4. 屋外照明設備の設置又は改良

ただし以下の行為は届出不要です。

- ・ 上記1.又は4.に該当し、高さ10m（用途地域が商業系・工業系の一部の土地では15m）以下
- ・ 通りの眺めの①近景形成区域にあっては建築物又は工作物の高さが1.5m以下
- ・ 通常管理行為、軽易な行為、非常災害のための必要な応急措置

金沢市 景観政策課